

門真市立東小学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならず、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることとなります。

本校では、学校教育目標の「めざす子ども像」の中に「思いやりのある子」を掲げ、人権教育の推進では、「全教育活動を通じて、一人ひとりの人権が大切にされる学校づくりをめざす」ことを目標に取り組んでいます。いじめは、重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、全教職員でいじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止・不登校対策委員会」

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3) 構成員

校長、教頭、首席、いじめ不登校担当、子ども支援コーディネーター、支援教育コーディネーター、特別支援コーディネーター、人権教育担当、養護教諭、当該学年担任等

※必要に応じて外部専門家(SC、SSW、学校医等)をメンバーに加えます。

(4) 役割

・未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。

・いじめアンケートの実施、相談の窓口、職員研修の企画や情報の収集および集約を行います。

・いじめ事象や問題が生じたときは、緊急会議を開催するなどして、情報の収集・共有・調査等により、いじめであるか否かの判断を行います。

- ・いじめ事案には、被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組について点検・見直しを行います。(PDCA サイクル)

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にできる感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながり確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・わかる授業の実現
- ・自己肯定感を育む開発的生徒指導の取組
- ・教職員の人権意識を育む校内研修の実施
- ・道徳・人権研修の充実
- ・児童が自分達の問題としていじめを捉えるよう、主体的に話し合える場づくり

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切です。そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ◎相談窓口の設置(子ども・保護者への周知、学校便り等での情報発信)
- ◎子どもの些細な変化を見逃さない。気づいた変化や情報を教職員で共有すると共に、管理職への速やかな報告を行う。
- ◎情報の集約と事実関係の把握を行い、速やかで丁寧な対応を図る。
- ◎相談活動(「すこやかダイヤル」「子ども家庭相談室」「24時間子どもSOSダイヤル」など、電話相談の周知)
- ◎いじめアンケートの実施

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。児童の気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害児童のケア、加害児童の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決（いじめの解消）にあたることとなります。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

（この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。）

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

（被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）

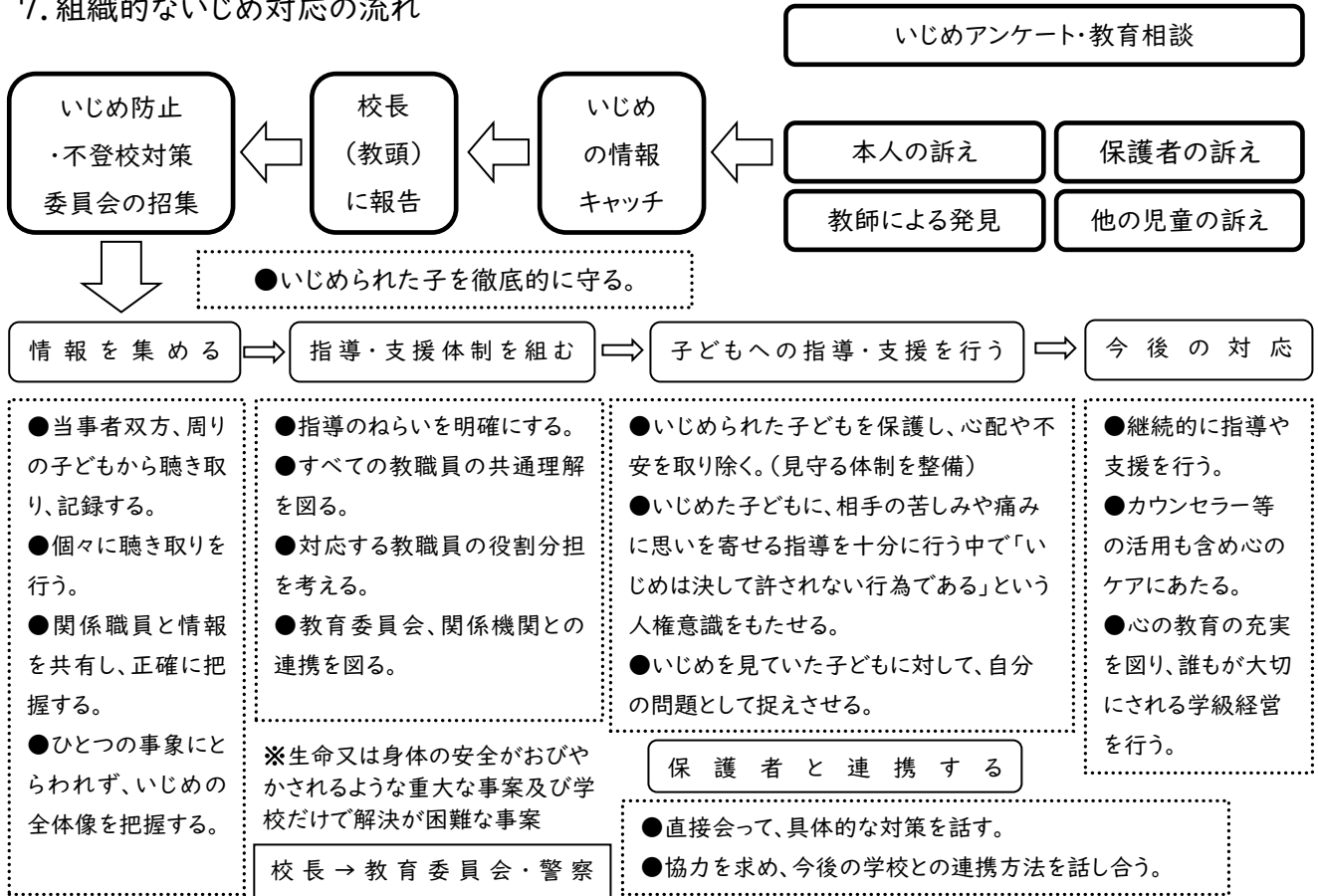
そのため、本校では以下のような取組を進めます。

◎「いじめ防止・不登校対策委員会」の校内組織を設置し、定期的にもつ。また、問題等が生起した時は、緊急に招集する。

◎当該委員会が主体となり、情報の収集や聴き取り、指導の方法や支援体制等について話し合い、全教職員の共通理解を図りながら問題の対応や解決を行う。

◎子どもから情報収集や聴き取りを行う場合は、子どもの主体性を尊重し、子どもの話を十分に聞く。

7. 組織的ないじめ対応の流れ



※重大事態の疑いが生じた場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいた対応を行う。

8. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応するとともに、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ防止・不登校対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部専門家や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。